

2 長薬発第 997 号
令和 3 年 1 月 12 日

地域薬剤師会長 様
役 員 様

一般社団法人長野県薬剤師会
会長 日 野 寛 明

全県に「医療警報」を発出したこと等に伴うメッセージの周知について

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、年末年始以降、急速に感染が拡大しており、直近 1 週間（1 月 1 日～1 月 7 日）の新規陽性者数が 294 人まで増加しています。その中で、1 月 7 日現在、全県の受入可能病床数に対する入院者の実質的な割合は 44.3%であり、重症者の受入可能病床数に対する入院者の割合は 14.6%となっているなど、医療提供体制に大きな負荷がかかっています。

全国でも感染が拡大し、危機的な状況になっていることも踏まえると、本県においても、さらに感染が拡大していくリスクが高いと認められるため、全県に「医療警報」を発出した旨、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長（長野県知事）から通知がありました。

つきましては、医療警報の発出及び緊急事態宣言等を踏まえ、会員に対するご周知方、ご協力をお願いいたします。

長野県薬剤師会 事務局長 中島 / 総務課 吉野
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
☎TEL : 0263-34-5511 📠FAX : 0263-34-0075
E-mail somu3@naganokenyaku.or.jp

2 薬第 542 号
令和 3 年（2021 年）1 月 12 日

関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

全県に「医療警報」を発出したこと等に伴うメッセージの周知について（依頼）

本県の健康福祉行政につきまして、平素格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

年末年始以降、急速に感染が拡大しており、直近 1 週間（1 月 1 日～1 月 7 日）の新規陽性者数が 294 人まで増加しています。その中で、1 月 7 日現在、全県の受入可能病床数に対する入院者の実質的な割合は 44.3%であり、また、重症者の受入可能病床数に対する入院者の割合は 14.6 %となっているなど、医療提供体制に大きな負荷がかかっています。

全国でも感染が拡大し、危機的な状況になっていることも踏まえると、本県においても、さらに感染が拡大していくリスクが高いと認められるため、全県に「医療警報」を発出しました。

加えて、とりわけ感染の拡大が顕著な松本市、佐久市、軽井沢町、御代田町について、感染警戒レベルを 5 に引き上げることを決定し、「新型コロナウイルス特別警報 II」を発出するとともに、上田及び諏訪圏域の感染警戒レベルをレベル 4 に引き上げることを決定し、「新型コロナウイルス特別警報 I」を発出しました。

つきましては、医療警報の発出及び緊急事態宣言等を踏まえて県民及び事業者の皆様に対するメッセージを別添のとおり決定しましたので、貴会会員の皆様に対し周知していただくようお願いいたします。

健康福祉部 薬事管理課 薬事温泉係
（課長）小池 裕司 （担当）佐伯 成規
〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2
電 話 026-235-7157（直通）
ファクシミリ 026-235-7398
電子メール yakuj i @pref . nagano . lg . jp

全県に「医療警報」を発出します

令和3年1月8日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 主旨

年末年始以降、急速に感染が拡大しており、直近1週間（1月1日～1月7日）の新規陽性者数が294人まで増加しています。その中で、1月7日現在、全県の受入可能病床数に対する入院者の実質的な割合は44.3%であり、また、重症者の受入可能病床数に対する入院者の割合は14.6%となっているなど、医療提供体制に大きな負荷がかかっています。佐久圏域、松本圏域など新規陽性者の多い圏域の患者の受け入れは全県で対応していますが、入院調整も困難になっています。

また、全国で感染が拡大し、危機的な状況になっていることも踏まえると、本県においても、さらに感染が拡大していくリスクが高いと認められますので、**全県に「医療警報」を発出します。**

今がまさに爆発的な感染拡大を食い止められるかどうかの瀬戸際であるとの認識のもと、大切な命と社会を守るため、『「医療警報」の発出及び緊急事態宣言を踏まえてのお願い』に沿った行動を切にお願いします。

2 県としての対策強化

県として実施する感染症対策を次のとおり強化し、感染拡大抑止に向けて、急所を押さえ、「早く、短く、狭く、強く」対策を実施してまいります。県内にお住まいの方、訪問される方、市町村、事業者等の皆様は、県の対策にご協力ください。

(1) 早期に陽性者を捕捉し感染拡大防止に努めます

濃厚接触者等の把握と自宅待機の要請やPCR等検査を積極的に実施するとともに、集団発生等の事例に対してはクラスター対策チームを派遣し、チームによる指導を行います。また、無症状者へのPCR等検査の実施（事前確率が高い場合）や保健所体制の強化を行います。

(2) 医療・療養体制の充実を図ります

県内医療機関に対して、広域的入院調整とさらなる病床確保に向けた協力の要請を行い、入院可能病床数の拡充を行うとともに、宿泊療養施設の受入規模の拡大に取り組みます。

(3) 医療機関、介護施設の機能維持を支援します

陽性者や濃厚接触者が多数発生することにより、機能維持に困難をきたす医療機関や介護施設を支援します。また、市町村や看護大学、人材派遣会社等に協力をお願いし、さらなる保健師・看護師等の医療人材の確保に取り組みます。

(4) 県民・事業者の皆様へのお願い

県民及び事業者の皆様には、県からの要請などにご協力をお願いします。

また、県としての要請について、市町村やメディアの皆様等にご協力いただき、積極的な広報を図ります。

これらの対策により、「**全県の感染警戒レベル3以下（1週間当たりの新規陽性者数102人未満）、かつ、受入可能病床数に対する入院者の割合25%未満**」を2月上旬までに実現できるよう県民の皆様のご協力をいただき、全力で取り組みます。

「医療警報」の発出及び緊急事態宣言を踏まえてのお願い

令和3年1月8日時点

1 主旨

全県に対し「医療警報」が発出されたこと及び埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の1都3県（以下「特定都道府県」という。）を対象区域とする緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、2月7日までの間、県民の皆様に次のとおり要請します。

現在、地域によっては感染が広がっているため、自分と大切な方を守る行動をお願いします。

2 県民の皆様等への要請

(1) 基本的なお願い

新型コロナウイルス感染症は、咳・くしゃみや、2m以内でマスクをせずに会話を行うことで生じる飛沫が目・鼻・口に入ることによって感染します（飛沫感染）。また、ウイルスがついた手で目・鼻・口に触れることによって感染します（接触感染）。このことを踏まえて、改めて以下のとおり基本的な感染防止策の徹底についてお願いします。

① 人と接する機会を減らしてください

人と間近に接する機会を極力減らすようお願いします。特に、1m以内、15分以上、マスク非着用の接触はリスクが高まるので、できる限り回避するようお願いします。

② 3密（密閉、密集、密接）の環境を回避してください

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件の環境で感染リスクが高まりますので、「3密」環境の回避をお願いします。

③ 手洗い・手指の消毒を徹底してください

手洗い又は手指の消毒について、意識しないで行うようになった今こそ、忘れてしまうことも増え注意が必要です。「短時間だから大丈夫」、「急いでいるから」といった気の緩みも生じがちですので、今一度、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底をお願いします。

④ 体調が悪い（10日以内に悪かった）方は外出をしないでください

体調が悪い（10日以内に悪かった）方は外出をしないようお願いします。

なお、発症日前後に人に感染させる可能性が高く、無症状でも人に感染させるおそれがあることにも十分注意願います。

(2) 避けるべき場面に関するお願い

① 会食・茶飲み話等について

- 会食を行う際には、会話時のマスク着用・席間の十分な距離の確保をお願いします。また、家庭や職場内における会食も含めて十分注意してください。
- 普段会わない親戚、友人などとの間での会食、新年会、パーティーなどの会食、茶飲み話は特に注意をお願いします。

② 往來の自粛について（特措法第 24 条第 9 項）

- 特定都道府県への訪問は、基本的に行わないでください。受験やリモートによることが困難な仕事など、訪問が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じてください。
- 特定都道府県にお住まいの方は、当該都県の知事による要請に従って行動するとともに、受験やリモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、不要不急の本県への訪問はなるべく控えてください。ご家族やご親戚の方が上記の区域にお住まいの場合は、大変ご心配のことと思いますが、連絡を取り合ってください、当該都県の知事による要請を踏まえて慎重に行動するようお願いしていただきます。
- 特定都道府県を除く感染拡大地域※への不要不急の訪問についても特に注意をお願いします。

また、感染拡大地域※と往來された方は、高齢者や基礎疾患のある方等がいるご家庭への訪問を控えるとともに、健康観察を徹底し、発熱等の症状がある場合には早めの相談・受診をお願いします。

※直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規陽性者数が 15.0 人を上回っている都道府県（首都圏、関西圏など）

③ 帰省や観光で本県にお越しになる方について

- 来訪前 2 週間は、大人数での会食等リスクが高い行動を控え、かつ、発熱、風邪症状がある、または、10 日以内に症状があった方は帰省等を控えるなどの「信州版 新たな旅のすゝめ」に沿った対応をお願いします。
- お住まいの都道府県等から出されている外出自粛等の要請を踏まえた行動をお願いします。
- 帰省された方から県内への感染も確認されております。普段会わない親しい親戚、友人との会食にご注意いただくとともに、一時的な滞在・同居、自動車の同乗にご注意をお願いします。

④ 高齢者や基礎疾患のある方等と同居されている方について

手で触れる共用部分の消毒や家庭内でもマスクを着用するなど高齢者や基礎疾患のある方等の重症化リスクの高い方に感染を広げないよう慎重な行動をお願いします。

（3）その他のお願い

① 観光誘客・イベントについて

- 観光・宿泊施設等の観光事業者の皆様は、特定都道府県からの積極的な誘客は控えていただくようご協力をお願いします。
- 特定都道府県を含む全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1000 人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様は、県に事前相談するよう求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するようお願いいたします。また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討を行うようご協力をお願いします。

② 陽性者、医療従事者等の人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症は、注意をしても誰もが感染する可能性があるもので、皆さんご自身も例外ではありません。

このことを踏まえて、患者・陽性者、医療従事者や、緊急事態宣言が発出された地域等に滞在していた方、県外から長野県にいられた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、冷静な行動をお願いします。

現在県内では、38の医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れていただいております。また、特定の地域の飲食店の皆様には営業時間の短縮要請を受け入れていただいております。

昨年からの、すべての県民が新型コロナウイルス克服のため辛抱していただいている状況ですが、それは、すべて私たちの命と健康を守るためです。

当面の目標である「**全県の感染警戒レベル3以下（1週間当たりの新規陽性者数 102人未満）、かつ、受入可能病床数に対する入院者の割合 25%未満**」を県民の皆様と目指し、この目標を達成できれば、徐々に社会経済活動を動かしていきます。

極力短期間で目標の達成が実現できるよう、県として全力を尽くしますので、県民一丸となって、一日も早く元気な長野県を取り戻しましょう。

松本市の感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出します

令和3年1月8日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

松本圏域においては、1月5日に感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。しかし、松本圏域における直近1週間（1月1日～1月7日）の人口10万人当たり新規陽性者数は23.02人（陽性者97人、うち松本市67人）と、その前週の5.69人（陽性者数24人、うち松本19人）、前々週の0.71人（陽性者数3人、うち松本市2人）を上回って推移しており、感染の拡大に歯止めがかかっていません。また、医療施設で6人、高齢者施設で12人、会食で7人の感染が発生しているなどリスクの高い事例もみられます。

また、松本圏域における1月7日現在の受入可能病床数に対する入院者の割合は約8割に達しているほか、圏域外の医療機関にも8人を搬送している状況であり、**松本圏域の医療提供体制は逼迫しつつあります。**

さらに、全県に目を向けると、直近1週間（1月1日～1月7日）の人口10万人当たり新規陽性者数は14.43人（陽性者数294人）となっており、受入可能病床数に対する入院者の割合は50.9%（178/350床）、実質的な病床使用率（確保病床350床以外に受入を行っている病床を除いたもの）は44.3%、重症者の割合は14.6%（7/48床）となっています。

県としては、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、全県における陽性者の受入体制の拡充に努めていますが、松本圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、現在、レベル4として特別警報を発出している松本圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な松本市について、当面1月21日までの間、感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出します。

2 松本市における県の対策強化について

松本市におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。松本市にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力をお願いします。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民及び来訪者への協力要請）

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
- ② 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請します
- ③ 1都3県等感染拡大地域への訪問の自粛について協力を要請します

（イベント等の慎重な検討）

- ④ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

(公共施設の休止等の検討)

- ⑤ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、松本市に対しても検討を要請します

(集中的な検査の実施)

- ⑥ 高齢者施設等に対し集中的な検査を行います

(在宅勤務・テレワークの徹底)

- ⑦ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

松本市にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、人との接触の機会をできるだけ減らすため、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除き外出しないよう協力を要請します。高齢者や基礎疾患のある方等が松本市を訪問される場合も同様の対応をお願いします。

また、高齢者や基礎疾患のある方等に感染を広げないように、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。

高齢者や基礎疾患のある方等

65 歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満 (BMI30 以上) の方

- ② 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請します (特措法第 24 条第 9 項)

松本市にお住まいの方や訪問される方に、密な室内での大人数での飲食、長時間 (概ね 2 時間超) に及ぶ飲食、はしご酒など感染リスクの高い会食の自粛について協力を要請します。(会場により状況が異なるため、人数の特定はしませんが、できるだけ少人数での実施にさせていただき、人との距離の確保や換気の徹底など感染防止に最大限の留意をお願いします。)

- ③ 1 都 3 県等感染拡大地域※への訪問の自粛について協力を要請します

松本市にお住まいの方や訪問される方に、受験やリモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、1 都 3 県 (埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県) 等感染拡大地域との訪問の自粛を要請します。

(特措法第 24 条第 9 項)

また、1 都 3 県の特定都道府県から松本市への来訪についてもなるべく控えていただくようお願いいたします。なお、感染拡大地域からの来訪者との接触についても慎重な行動をお願いします。

※ 直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規陽性者数が 15.0 人を上回っている都道府県：首都圏、関西圏等

④ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

松本市において、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1000 人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様、県に事前相談するよう求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう協力を要請します。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討の協力を要請します。

⑤ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、松本市に対しても検討を要請します

人が集まる県の公共施設について、休止等を含め必要な措置を検討するとともに、既に予約が入っている場合など休止をしない場合も施設の感染防止策の徹底を行います。松本市に対しても同様の措置を検討するよう要請します。

⑥ 高齢者施設等に対し集中的な検査を行います

感染した場合に重症化リスクが高く、医療提供体制に大きな影響が生じるとされる高齢者施設等の従事者に対し、無症状の場合も含め PCR 等検査を受けるよう呼びかけ、集中的な検査を実施します。

⑦ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します

松本市内の事業所に対して、人との接触機会を減らすため、可能な限り、在宅勤務・テレワークを徹底するよう要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

佐久市、軽井沢町及び御代田町の感染警戒レベルを5に引き上げ
「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します

令和3年1月11日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

佐久圏域においては、1月3日に感染警戒レベルを4に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報」を、また、とりわけ感染の拡大が顕著な小諸市については、1月6日にレベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。

しかし、佐久圏域における直近1週間（1月4日～10日）の人口10万人当たり新規陽性者数は76.61人（陽性者157人、うち佐久市、軽井沢町及び御代田町（以下「1市2町」という。）70人）と、その前週の20.00人（陽性者数41人、うち1市2町20人）、前々週の9.27人（陽性者数19人、うち1市2町15人）を上回って推移しており、感染の拡大に菌止めがかかっていません。また、1市2町においては、医療施設で7人、高齢者施設で1人、会食で12人の感染が発生しているなどリスクの高い事例もみられます。

また、佐久圏域における1月10日現在の受入可能病床数に対する入院者の割合は約8割を超えているほか、圏域外の医療機関にも13人を搬送している状況であり、**佐久圏域の医療提供体制は逼迫しています。**

さらに、全県に目を向けると、直近1週間（1月4日～10日）の人口10万人当たり新規陽性者数は20.71人（陽性者数422人）となっており、受入可能病床数に対する入院者の割合は60.6%（212/350床）、実質的な病床使用率（確保病床350床以外に受入を行っている病床を除いたもの）は51.4%、重症者の割合は18.8%（9/48床）となっています。

県としては、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、全県における陽性者の受入体制の拡充に努めていますが、佐久圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、現在、レベル4として特別警報を発出している佐久圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な1市2町について、当面1月24日までの間、感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します。

2 佐久市、軽井沢町及び御代田町における県の対策強化について

1市2町におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。1市2町にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力をお願いします。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民及び来訪者への協力要請）

- ① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
- ② 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請します
- ③ 1都3県等感染拡大地域への訪問の自粛について協力を要請します

(イベント等の慎重な検討)

④ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

(公共施設の休止等の検討)

⑤ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、1市2町に対しても検討を要請します

(積極的な検査の実施)

⑥ 接触者に対する検査を幅広く実施するとともに、必要が生じた場合は、高齢者施設等に対し集中的な検査を実施します

(在宅勤務・テレワークの徹底)

⑦ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します

① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します

(特措法第24条第9項)

1市2町にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、人との接触の機会をできるだけ減らすため、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除き外出しないよう協力を要請します。高齢者や基礎疾患のある方等が1市2町を訪問される場合も同様の対応をお願いします。

また、高齢者や基礎疾患のある方等に感染を広げないように、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。

高齢者や基礎疾患のある方等

65歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満(BMI30以上)の方

② 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請します (特措法第24条第9項)

1市2町にお住まいの方や訪問される方に、密な室内での大人数での飲食、長時間(概ね2時間超)に及ぶ飲食、はしご酒など感染リスクの高い会食の自粛について協力を要請します。(会場により状況が異なるため、人数の特定はしませんが、できるだけ少人数での実施にいただき、人との距離の確保や換気の徹底など感染防止に最大限の留意をお願いします。)

③ 1都3県等感染拡大地域※への訪問の自粛について協力を要請します

1市2町にお住まいの方や訪問される方に、受験やリモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)等感染拡大地域への訪問の自粛について協力を要請します。(特措法第24条第9項)

また、1都3県の特定都道府県から1市2町への来訪についてもなるべく控えていただくようお願いします。なお、感染拡大地域からの来訪者との接触についても慎重な行動をお願いします。

※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県：首都圏、関西圏等

④ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

1 市 2 町において、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1000 人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様、県に事前相談するよう求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう協力を要請します。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討の協力を要請します。

⑤ 県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、1 市 2 町に対しても検討を要請します

人が集まる県の公共施設について、休止等を含め必要な措置を検討するとともに、既に予約が入っている場合など休止をしない場合も施設の感染防止策の徹底を行います。1 市 2 町に対しても同様の措置を検討するよう要請します。

⑥ 接触者に対する検査を幅広く実施するとともに、必要が生じた場合は、高齢者施設等に対し集中的な検査を実施します

すでに特別警報Ⅱを発出中である小諸市を含めて、濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者に対しても幅広く検査を実施するとともに、必要が生じた場合は、高齢者施設等の従事者に対し、無症状の場合も含め PCR 等検査を受けるよう呼びかけ、集中的な検査を実施します。

⑦ 事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します

1 市 2 町の事業所に対して、人との接触機会を減らすため、可能な限り、在宅勤務・テレワークを徹底するよう要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

上田及び諏訪圏域に「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出します

令和3年1月11日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

上田及び諏訪圏域においては、11月24日に感染警戒レベルをレベル3に引き上げ、「新型コロナウイルス警報」を発出したところですが、その後も陽性者の確認が相次いでおり、直近1週間（1月4日～1月10日）の新規陽性者は上田圏域で42人となっており、人口10万人当たり21.87人となっており諏訪圏域で34人、人口10万人当たり17.69人となっています。

これは、県独自の感染警戒レベルにおいて、圏域をレベル4に引き上げる目安となる基準に該当し、また、集団発生や多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態であると認められます。

したがって、上田及び諏訪圏域の感染警戒レベルをレベル4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出します。

2 上田及び諏訪圏域における県の対策強化について

上田及び諏訪圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。上田及び諏訪圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力ください。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民の皆様へのお願い）

- ① 高齢者や基礎疾患のある方へ感染リスクの高い行動の自粛について協力を要請します
- ② 感染拡大地域への不要不急の訪問の自粛について協力を要請します
- ③ 会食における基本的な感染防止策の徹底について協力を要請します

（事業者の皆様へのお願い）

- ④ 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します
- ⑤ オフィスや工場など職場での感染防止対策の徹底をお願いします
（クラスター対策の徹底）
- ⑥ クラスター対策のさらなる徹底を行います

- ① 高齢者や基礎疾患のある方へ感染リスクの高い行動の自粛について協力を要請します

（特措法第24条第9項）

上田及び諏訪圏域にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、感染リスクの高い行動（人混みなどの3密となる場所への訪問、人との距離が十分に保たれない長時間の会合など）の自粛を要請します。

また、高齢者や基礎疾患のある方等に感染を広げないよう、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。さらに、これらの方を雇用している事業者の皆様は、職場における感染リスクの低減など、できる限りの配慮をお願いします。

（高齢者や基礎疾患のある方等

65歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満（BMI30以上）の方

② 感染拡大地域[※]への不要不急の訪問の自粛について協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

感染拡大地域への不要不急の訪問については自粛をお願いします。

また、感染拡大地域と往来された方は、高齢者や基礎疾患のある方等がいるご家庭への訪問を控えるとともに、健康観察を徹底し、発熱等の症状がある場合には早めの相談・受診をお願いします。

※ 直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規陽性者数が 15.0 人を上回っている都道府県

③ 会食における基本的な感染防止策の徹底について協力を要請します (特措法第 24 条第 9 項)

会食については、感染リスクを下げるために十分な対策を行うようお願いしているところですが、上田及び諏訪圏域にお住まいの皆様は、会食を実施する必要がある場合は、改めて、万全の対策を行っていただくようお願いいたします。

④ 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します

(特措法第 24 条第 9 項)

上田及び諏訪圏域の事業者の皆様は、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。

⑤ オフィスや工場など職場での感染防止対策の徹底をお願いします

職場においては、手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、定期的な換気など基本的な感染防止策を徹底してください。

事業者においては、在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出ている職員数が通常より少なくなるよう努めてください。

⑥ クラスター対策のさらなる徹底を行います

濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者についても幅広く検査対象として検査を実施します。

また、クラスター対策チーム (CCT Nagano) を機動的に派遣するほか、迅速に入院・入所が進むよう取り組み、そのために必要が生じた場合は、上田及び諏訪圏域に他の圏域からの応援職員を派遣することなどにより、保健所の人員等の体制を強化します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

(参考)

感染警戒レベル5の市町 5市町
小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町（佐久圏域）
松本市（松本圏域）

感染警戒レベル4の圏域 4圏域
佐久圏域、上田圏域、諏訪圏域、松本圏域

感染警戒レベル3の圏域 6圏域
上伊那圏域、南信州圏域、木曾圏域、
北アルプス圏域、長野圏域、北信圏域

■ . . . 感染警戒レベル5の市町

■ . . . 感染警戒レベル4の圏域

■ . . . 感染警戒レベル3の圏域

